

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。ただし、別表第4農林水産部地域農政推進課の部の改正は、公布の日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>第4条の8 （略）</p> <p><u>（国際企画監の専決事項）</u></p> <p>第4条の9 <u>次に掲げる事項は、国際企画監が専決するものとする。</u></p> <p><u>（1）国際企画監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</u></p> <p><u>（2）国際企画監の旅行の復命を受けること。</u></p> <p><u>（3）国際企画監の休暇等の承認等をする事こと。</u></p> <p><u>（4）一般職員勤務時間条例第6条の規定による国際企画監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</u></p> <p><u>（5）一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による国際企画監の代休日の指定を行うこと。</u></p> <p><u>（6）国際企画監の当直勤務の命令をすること。</u></p> <p>第4条の10 （略）</p> <p>第4条の11 （略）</p> <p>第4条の12 （略）</p> <p>第4条の13 （略）</p> <p>別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">障害福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長専決事項</td> <td style="text-align: center;">課長専決事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">(1)～(5)の2 （略） (5)の3 精神保健及び精神障害者福祉に</td> </tr> </table>	障害福祉課		部長専決事項	課長専決事項	（略）	(1)～(5)の2 （略） (5)の3 精神保健及び精神障害者福祉に	<p>第4条の8 （略）</p> <p>第4条の9 （略）</p> <p>第4条の10 （略）</p> <p>第4条の11 （略）</p> <p>第4条の12 （略）</p> <p>別表第4（第6条関係） （略） 福祉保健部 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">障害福祉課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長専決事項</td> <td style="text-align: center;">課長専決事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">(1)～(5)の2 （略） (5)の3 精神保健及び精神障害者福祉に</td> </tr> </table>	障害福祉課		部長専決事項	課長専決事項	（略）	(1)～(5)の2 （略） (5)の3 精神保健及び精神障害者福祉に
障害福祉課													
部長専決事項	課長専決事項												
（略）	(1)～(5)の2 （略） (5)の3 精神保健及び精神障害者福祉に												
障害福祉課													
部長専決事項	課長専決事項												
（略）	(1)～(5)の2 （略） (5)の3 精神保健及び精神障害者福祉に												

	<p>関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の5～(32) (略)</p>
--	--

(略)

(略)

農林水産部

(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(10) (略)	農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。
(11) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第3条の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。	農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。
(12) 農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により、農地中間管理機構の指定をすること。	

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(9) (略)
	(10) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)

	<p>関する法律第22条の4第4項及び第33条第4項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定による精神科病院の指定をすること。</p> <p>(5)の5～(32) (略)</p>
--	--

(略)

(略)

農林水産部

(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(10) (略)	

(略)

(略)

土木部

(略)

建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(9) (略)
	(10) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(地域振興局長に委任したものを除く。)

	(11)～(45) (略)
(略)	
別表第6 (第15条関係)	
(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～コ (略) サ 地方税法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、 <u>第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項又は同法附則第12条第3項の規定により、不動産取得税の納税義務の免除をすること。</u> シ 地方税法第73条の25第1項 <u>(同法附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。)</u> 、 <u>第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)</u> 、 <u>第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。</u> ス～ヒ (略) (3)・(4) (略)
県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、 <u>同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</u> (11)の2～(31) (略)
(略)	
新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項の規定により、不動産</u>

	(11)～(45) (略)
(略)	
別表第6 (第15条関係)	
(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～コ (略) サ 地方税法附則第12条第3項 <u>又は同法第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項若しくは第73条の27の6第1項の規定により、不動産取得税の納税義務の免除をすること。</u> シ 地方税法附則第12条第1項 <u>又は同法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項(同法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。)</u> <u>及び第73条の27の5第2項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。</u> ス～ヒ (略) (3)・(4) (略)
県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</u> (11)の2～(31) (略)
(略)	
新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、 <u>同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</u>

	取得税の減額をすること。
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の61までに係るものに限る。)(健康福祉部の副部長及び衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号、第4号、第7号から第9号まで、第46号、第47号及び第332号から第334号までに規定する事項並びに同項第13号から第45号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の61までに係るものに限る。)のうち部長の指定する事項(健康福祉部衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
健康福祉環境部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで並びに同条第3項第10号から第66号の7まで及び第66号の12から第136号の61までに規定する事項(健康福祉環境部の副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)、環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
健康福祉環境部副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで及び同条第3項第136号の2から第136号の61までに規定する事項のうち部長の指定する事項(健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(略)	
新潟地域振興局健康福祉部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の59までに係るものに限る。)(健康福祉部の副部長及び衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
新潟地域振興局健康福祉部副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号、第4号、第7号から第9号まで、第46号、第47号及び第332号から第334号までに規定する事項並びに同項第13号から第45号までに規定する事項及び同条第8項第3号に規定する事項(同条第3項第136号の2から第136号の59までに係るものに限る。)のうち部長の指定する事項(健康福祉部衛生環境課長の専決事項を除く。)
(略)	
健康福祉環境部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで並びに同条第3項第10号から第66号の7まで及び第66号の12から第136号の59までに規定する事項(健康福祉環境部の副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)、環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
健康福祉環境部副部長(総務・福祉担当)(佐渡地域振興局健康福祉環境部にあつては、副部長)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第3号から第47号まで及び同条第3項第136号の2から第136号の59までに規定する事項のうち部長の指定する事項(健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課長の専決事項を除く。)
(略)	

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
放射線監視センター 二 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)	
精神保健福祉センター	(略)
(略)	
(略)	

(1) (略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。） 福祉事務所（新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。） 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)	
放射線監視センター 二 精神保健福祉センター	(略)
(略)	
水産海洋研究所	(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは副所長、所長及び副所長がともに不在のときは総務課長 (2) 総務課長の権限の代決 総務課長が不在のときは、主務課長
(略)	